

京都御所から明治宮殿へ

——継承された「劍璽之間」の来歴——

石野浩司

はじめに

明治二十一年竣工「明治宮殿」と同時に完成を見た賢所「宮中三殿」の成立史については、前号で拙稿を掲載して頂いた⁽¹⁾。また、その祖型にあたる場所の内侍所「温明殿」については、別稿に詳論したものがあ⁽²⁾る。後者において論及したように、所謂「三種神器」は、宇多天皇朝において「賢所」奉斎鏡祭祀と「劍璽」とに分離され、その後安された儀礼形態を形成することになる。殊に夜御殿に奉安されてきた「劍璽」は、中世後期以降に特遇が昂じたうえで特別室礼「劍璽之間」が成立することになる。端的にも後水尾天皇が『當時年中行事』割注に「近代此間あり」と注記あそばされたように、「劍璽之間」なる施設は内裏本来の形態ではなく、その発展形態のなかで読解すべきものである。そこで本稿は、こうした「劍璽之間」の発生と

展開について史料的に検証し、これが「明治宮殿」聖上常御殿へ継承された軌跡までを概観したいと思う。以下に検証させて頂こう。

(一) 劍璽について

神器観の形成

皇位の象徴・レガリアとしての所謂「神器」には、定説の「鏡・劍・玉」三種説⁽³⁾に対して、古代から「鏡・劍」二種説の異論もある。結論から述べれば、神祇令踐祚条「神璽之鏡劍」が神器二種説の温床であり、これに拍車をかける言質が『古語拾遺』「矛玉自從」である⁽⁴⁾。あるいは、神器「二種」説と「三種」説とを、忌部系と中臣系との抗争のように描く学説もある⁽⁵⁾。しかし、実際に『古事記』に「八尺勾瓊・鏡・草那藝劍」、『書紀』神代下の第一の一書

に「八坂瓊曲玉・八咫鏡・草薙劍」、第二の一書には「齋鏡」同床共殿の記事が見えるので、紀記における三種神器観に振れはない。

問題は、唐律令を継受した日本律令における神器観である。⁽⁶⁾神祇令踐祚条「神璽」は、明白に「鏡・劍等」を意味するのであるが、公式令「公印条」・名例律「大不敬条」・賊盜律「公印条」三条項は、全部が「唐律」神璽条の無批判な継受であって、いわば唐制の幻影にすぎない。⁽⁷⁾つまり、正倉院文書に印影の見える大宝令制定「天皇御璽（内印）」の他に、我国に「神璽」なる公印は実在しないにもかかわらず、⁽⁸⁾中国皇帝印を謂う玉璽「神璽」を、これに牽強した誤訳である。⁽⁹⁾

実際、神祇令踐祚条は儀注の類であって、公式令公印条「方三寸」のような法量規定がない。おそらく「鏡劍奉上」を奉仕した忌部氏には、「鏡奩」と「太刀袋」のふたつの奉獻形態のみが記憶された。この二箇の外容器に何種の宝物が収納されていたかは、別個の問題である。⁽¹⁰⁾

奉齋鏡と劍璽の分離

古来、天皇踐祚の儀礼的核心は、中臣「天神之壽詞」奏上、忌部「神璽之鏡劍」奉上であった（「神祇令」）。ところが、即位儀礼が唐風化されると、こうした古儀は大嘗会の

方へ移動され、しかも大嘗宮儀ではなく辰日節会「前段行事」に下降する（『儀式』『延喜式』⁽¹¹⁾）。かくて古代氏族伝承による「鏡劍奉上」儀礼は、⁽¹²⁾天長十年（八三三）仁明天皇大嘗会に実態を失ったのである。

その代替として、莊嚴な形式美をもって現れる新儀が「劍璽渡御」であるが、それも次第に親王公卿・左右近衛将曹などの男官の介入が希薄化されて、やがて内侍主導へと変質を遂げている。⁽¹³⁾宝鏡「温明殿」奉遷、「劍璽」別置の伝承の史実を宇多天皇朝に見ることは、今日ほぼ定説である。⁽¹⁴⁾醍醐天皇が清涼殿から常寧殿へ移徙された記録に見えるのが「劍璽」動座のみであるのも（『西宮記』⁽¹⁵⁾）、すでに「神鏡」が別置奉齋されていた証左である。⁽¹⁶⁾かくて、内侍所祭祀の創祀と同様の背景によって、分置された「劍璽」も内侍所の管掌に入った経緯が考えられよう。「劍璽」が「奉齋鏡」と分置されて独自の価値機能を成立する過程については、まず天長十年（八三三）に忌部の「神鏡劍」関与が不可となり、元慶八年（八八四）光孝天皇受禪を最後に踐祚儀「奉齋鏡」動座が見えなくなり、それに替って内侍主導「劍璽渡御」が莊嚴化する流れにも合致して矛盾はない。

劍璽渡御と璽宮御擲

踐祚儀礼は「劍璽渡御」、すなわち内侍による「劍（袋入り）」「璽（篭入りの勾玉）」の新帝行在所への奉遷をもつて莊嚴化を見る。ここに、内侍所奉斎鏡とは対照的に、天皇身分との不可分をもつて特性とする「劍璽」の意義が強く意識される起因がある。¹⁸⁾

ただし、制度史的には退潮の時期も認められるところで、実際に平安末期には「劍璽」と宸居とに間隙を生じているのが、『長秋記』長承二年（一一三三）九月十八日条の証言に依つて知られる。

民部卿相語云、大裏、宝劍綵緒、為鼠被喰切云々。
此何様可被行哉。御劍必在夜御所、主上必寝此所、而此二代捨置夜殿、他所御寝、此故如此事出来也。尚雖不御夜殿、内侍守護可候歟云々。予云、必可被行御卜事也。卷於御劍、如本可被綵緒、神璽緒損時如此歟。

鳥羽・崇徳兩帝は五歳の幼主であられたから、いまだ母后と御同居で二代の間「夜御殿」は使用されなかった。やがて時代は、劍璽が鼠損におよぶ程の無関心でいれなくなる方向に進むのである。

むしろ、神器観については、寿永蒙塵や南北朝争奪の皇

位継承における危機的状况をとおして覚醒された面も少ない。例えば「璽宮」の慣例的装飾「御擲」の意義は、一種の保守点検を超えて、歴代相承の確認儀礼として昇華されているのが窺知される。こうした煩雑かつ特殊の装飾慣例「御擲」には、あるいは実用性に思い当たる処もある。『江談抄』（第二雑事、冷泉院欲解開御璽結緒給事）に藤原実資の伝聞として、「璽宮」に関する一事件が記録されている。

冷泉院御在位之時、大入道「兼家」忽有參内之意。仍俄单騎馳參、尋御在所於女房。女房云、御夜御殿、只今令解開御璽結緒給者。乍驚排闥參入、如女房言解宮緒給之間也。因奪取如本結之云々。

これは「御封」としての実用性が發揮された事例と言えようが、きわめて例外的な事象である。かくも厳肅な手順を踏む「御擲」には、実用性や裝飾性を超絶した「璽宮」神聖化の表徴を見るべきであろう。

（二）「劍璽之間」の発生

劍璽奉安の原初形態

順徳天皇「禁秘抄」には、清涼殿「夜御殿」における劍璽奉安の具体的な記述があり、これが平安宮および平安京内里内裏から宸撰当時の建暦度閑院内裏に到るまでの実態

であつたと看做してよいだろう。

清涼殿「塗籠」の夜御殿には、御寝用の御帳台が中央に設備されており、帳内の東枕に設置された二階厨子には「璽宮」と「宝剑」とが奉安され、上から内蔵寮調進の赤色打物の絹覆を被せてあつたという。内侍(単に内侍といへば三等官の掌侍)も直接に取上げるのは不可で、まず典侍が取つて掌侍に伝進する。讓位「劍璽渡御」のみは直接に掌侍が手を下せるのである。⁽²⁰⁾『禁秘抄』には続けてこうある。

自_レ神代、如_レ見_レ我、被_レ誓置。尤可_レ敬事也。

ここでは、端的にも夜御殿における「劍璽奉安」をもつて、神代以来の「同床共殿」に擬せられている。ここに「劍璽」奉安の原義がある。⁽²¹⁾

清涼殿の発展過程に見える「障子中」

最後の式正内裏と言われる「富小路内裏」清涼殿(『阿婆縛抄』巻第二一九所収「元弘元年十月六日如法尊勝法指図」)では、北廂を取込んで常御所の肥大化が進んでおり、たとえば「障子中」なる小間が夜御殿と常御所との中間に介在しているのが指図に確認される。

この式正内裏の廃絶後、寓居された北朝伝領「土御門東洞院殿」が、現在の京都御所の中核をなす訳であるが、も

とは敷地半町に寝殿一字であつたから、紫宸殿(南殿)・清涼殿(中殿)を兼用する「一殿兼用」の為体であつた。ようやく隣地(新長講堂)を得て、寝殿造の対屋にあたる独立棟「小御所」が増築され、奥向き殿舎としての補助的機能を担当するようになる。懸案であつた「清涼殿」再興は、応永九年(一四〇二)造営「応永度内裏」(『福照院閼白記』所収指図)を待つが、もはや近世的建築と化した「清涼殿」の内部では「常御所」「御湯殿上」等が複合的に肥大化しており、やはり常御所と夜御殿を仕切つて「障子中」が見られる。

「富小路内裏」以来の「障子中」空間は、こうした中・近世建築と化した「清涼殿」において夜御殿に代わつて建築的には「帳台構」のごとき発達を遂げる。すでに『水記』大永六年(一五二六)四月二十六日条に、「夜御殿」辺をさして「御障子之内」と表現するのも、示唆的な事例である。

「劍璽の間」初見

『御湯殿上日記』文明十一年(一四七九)十二月七日条には、「土御門御所」における「けんしのみ(劍璽の間)」が確認される。これが清涼殿内の常御所における室礼「劍璽之間」の初見記事と思われるから、それ以前に設置され慣

例を形成していたとしなければならぬ。

夜中ほどに還幸あり。…南殿より常の如く還幸の儀にて、常の御所へなる。劍璽の内侍いつもの如く、几帳所の御さまで持たせ給ふを大納言典侍とり入まいらせて、「劍璽の間」にするすると置きまいらせらるゝ。

千秋万歳めでたし。(原文仮名書き)

劍璽内侍は「几帳所の御狭間」つまり御帳台の裏方まで劍璽を捧搬し、ここで典侍が受け取って「劍璽の間」戸口より納めるのである。つまり、康正度内裏(永正十六年九月小槻時之上進「後柏原天皇御即位指図」、大永五年三月二十四日「晴御会指図」等)の清涼殿「劍璽の間」は夜御殿と常御所に挟まれた障子中が進化して、昼御座御帳台の裏に開口した構造になっていた事が窺知されるのである。【図版1「中近世における清涼殿変遷図」】

清涼殿からの常御殿の分離独立

秀吉造営、天正十七年(一五八九)「天正度内裏」では、ついに肥大化に堪えかねたように「清涼殿」から宸居空間「常御所」が分離独立される。さらに徳川幕府造営、慶長十八年(一六一三)「慶長度内裏」では「御学問所」等まで独立棟とされたから、一方で「紫宸殿」「清涼殿」が古態を形骸化しながらも残存しつつ、他方で「小御所」「御学

問所」「御三間」「常御所」が雁行配置された近世御殿建築群「御常御殿」を形成するといった宮廷風景が出現する。宇多天皇以来の宸居であった「清涼殿」は今や儀式専用の施設となり、その諸間の名称から發達し独立せしめられたこれら諸殿舎に、天皇御日常の「宸居」は完全に移行した訳である。かつて夜御殿に奉安された「劍璽」も清涼殿を出て、あらたな常御殿の上々段間「劍璽の間」へと奉遷されている。これは、天皇と不可分の関係にある「劍璽」の性格上、当然の措置であった。

この点は、平安宮「温明殿」を失った内侍所が、里内裏慣習によって中門廊南端「春興殿代」に奉安され続け、紫宸殿東脇に中門廊の形態を温存させた内侍所建築を維持したのとは、実に対照的な処遇であったと言えよう。

(三) 近世内裏の「劍璽の間」

中井家文書について

法隆寺大工棟梁から出自して徳川幕府下に「大工頭」家職を保持し、近世御所建築にも従事したのが中井家である。「中井家系譜」によれば、中井家の先祖・巨勢氏は筒井順昭に敗北して没落、遺児らが大和国平群郡法隆寺西里村の工匠・中村伊太夫に寄宿したのが、大工棟梁となる機縁で

ある。改姓した中井正清が、天正十六年（一五八八）伏見城で徳川家康に謁見、直ちに二〇〇石で召抱えられ、のち五〇〇石に増。関ヶ原の後、五機内近江の大工大鋸の支配権を許される。正清の父・孫太夫は豊家に仕えて「大和守」を許されたが、正清の場合は徹頭徹尾、家康に組する。かの方広寺鐘銘事件の注進者は正清その人であるし、大阪城内の絵図を潜入制作して大阪落城に功をなしさえしている。以降、幕府御用を独占支配して、江戸・駿府・名古屋ほか、仙洞・内裏の作事に携わる。慶長十七年までには、大工として異例な従四位下、大和守にして一〇〇〇石に封ぜられていた。かくて、中井家「大工頭」の地位は世襲され、所謂「中井役所文書」を集積することになる。明治以降これら文書類は内匠寮に収公され、伝束する「中井家文書」で御所関係のものは、慶長十二年（一六〇七）から明治まで約二七〇年にわたる。⁽²²⁾その近世内裏建築の一括史料が、旧内匠寮本として刊行公開されていることは研究者にとって重要な資料である。

清涼殿から独立した常御殿

近世の常御所は、かなり大規模な卯酉屋である。寝殿造の系譜の末端ともいふべき「主殿造」の特徴は、その東南隅に張出した「落長押間」にある。いわば里内裏における

中門廊の残滓のような場所柄、公卿座の性格を失わず内々近臣などに謁見される「御小座敷」に通じていた。

一方、北側諸間を奥向きに使用され、礼典など公的性格は弘縁に面した南側諸間が機能していた。西から東へと上段が設置されて武家御殿建築のような段差諸間を形成していたが、決定的な相違は、主上の御座の後ろに帳台構が設けられて「劍璽之間」と称したことである。自然、主上に拝謁する者は、同時に玉座ごしの劍璽之間を拝することとなる設計である。

また、御常御殿の諸間配置は、付属的な落長押間を除けば、「劍璽之間」を「巽」に配している。これには内侍所と同様な伊勢神宮への方向性が反映されていたと見ることが可能であろう。ちなみに、内侍所に供された神饌品は、撤下後そのまま「劍璽之間」御襖前に案机を設けて賢所供進と同様に再現され、主上の出御御拝を仰ぐ慣例が見られたという。⁽²³⁾「劍璽」は祭祀に預からないとされる先入観があるが、この再供儀礼「神饌献上」の御作法からは「賢所」「劍璽」を御一体とする觀念が拝察されるのである。

劍璽之間の煤払い

『後水尾院當時年中行事』⁽²⁴⁾には、恒例年中行事として「劍璽の間」の煤払いが見える。冒頭で引いた割注は、本

記事中のものである。

煤払、陰陽頭勘文に随ひて日時を定めらる。勾当内侍、兼日、殿上人を触催して各参りあつまる。…刻限に典侍一人・内侍一人ひとえきぬきて、劍璽の間〔近代此間あり〕より劍璽の案ながら「二かい厨子」を昇出して、常の御所の御座の上に大宋の屏風一雙引きめぐらして暫其中に案ず。神祇の伯、れんじの間の煤を払ひ掃除せしめ、事をハリて本やく人、劍璽をもとのごとく昇、其後、吉方より払ひそむ。

宮中年末の恒例行事「煤払」は、まず「劍璽之間」から始められる。日時や吉方の設定には陰陽寮頭が携わることが、劍璽の移動には典侍が手をくだし、上段御座に昇居えて大宋御屏風を廻立しておく。空室となった「劍璽之間」へ入室するのは神祇伯の所役で、室内の煤払を奉仕して清掃するのである。当日は、勾当内侍（長橋局）からの連絡で、殿上人も召集され、簀子縁廻りの掃除には衛士も駆り出される。大払が終われば勾当局にて嘉例の祝儀があり、酒肴や祝餅などが配られた。内侍所も同様の儀であったという。

安政内裏「常御殿」

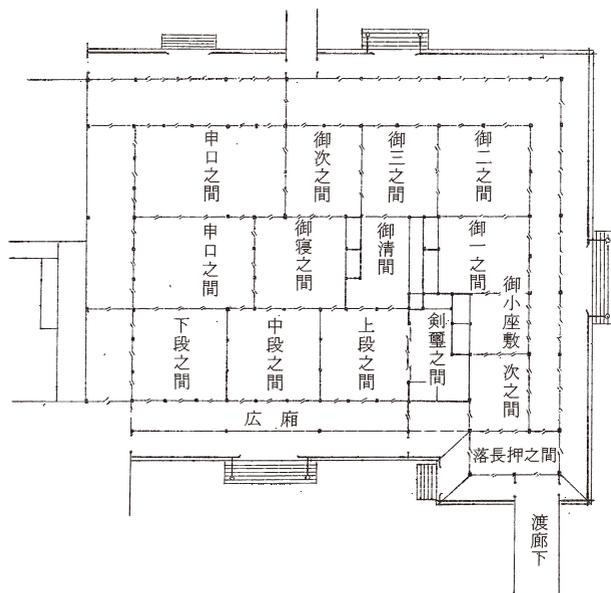
天明八年（一七八八）正月三十日の禁裏「宝永度内裏」炎上を奇貨として、光格天皇には式正内裏復古を企図され、

万難を排して幕府と対峙折衝せしめられた。叡慮は裏松光世⁽²⁶⁾を赦免までさせて内裏再建を諮問する勢いで、翌々年の寛政二年（一七九〇）には内裏主要殿舎は古制を恢復した。近世建築に変貌をとげた内裏にあつて、かろうじて「石灰壇代」の命脈を継いできた清涼殿は、ここに劇的な復古を見る⁽²⁷⁾。嘉永七年（一八五四）四月六日、御院から出火延焼して「寛政復古内裏」は焼亡、安政二年（一八五五）復旧せしめたものが「安政度内裏」、いま見ることのできる京都御所である。

ただし、これら復古建築の試みは、皇后御殿「飛香舎」を除き奥向きの常御殿にまでは及んでいない。紫宸殿と宣陽殿の政治的空間が復古されたために、内侍所は東遷せざるを得なかったが、従来建築の枠を出ず「温明殿」形式を回復することはなかった。中世を経た内侍所建築には、東西に内々陣と内陣を同床面にならべ、長押を下げて外陣が南に付属しており、すぐれて「同床共殿」に合った構造であり、その基本設計は明治「宮中三殿」にも継承されたと考えられる。

近世復古内裏における「劍璽之間」

一方では、近世復古清涼殿には古式どりの「夜御殿」の室礼がなされたが、「劍璽」は常御所「劍璽之間」を動



【図版2 「安政度内裏常御殿平面図」】

座されていない。天皇の御日常は変わりなく奥向きであそ
ばされ、復古建築は儀礼的空間に留まったからである。天
皇不可分の「劍璽」の性格からして、復古清涼殿へと完全
に宸居が遷されなかりにおいては、常御殿に設けられ

た「劍璽之間」の存在に些かも変更は生じないのである。

ちなみに、常御所「落長押間」の中門廊の性質は堅持され、やや距離を生じた御学問所などから長廻廊が接続されて近臣の往来に便宜が図られた形跡がある。復古内裏に際しても、これが踏襲されている。【図版2 「安政度内裏常御殿平面図」】

常御殿南側は、西から「下段の間」「中段の間」があつて「上段の間」に続き、「上々段の間」に相当するのが「劍璽之間」であつた。上段の奥正面には「劍璽之間」御襖戸、持手金具の大房飾をはじめ帳台構のような構造を見せていた。襖を開ければ、下長押段差と錦御幌が両部屋の間仕切となる。この印象的な「劍璽之間」帳台構の手前の「上段の間」中央には、主上の御座として「御沈畳（おしずめじょう）」が設けられていた。ただし、通常の畳敷のうえに更に纏縄端御畳（うんげんべりおじょう）を重ねる「置畳」形式ではなく、段差のないように特製したものに故に「御沈畳」と謂う。ここには社寺から献上された「神札」「御撫物」「巻数」等が奉安されて、出御叡覧に供されたものという。「御沈畳」の室札、社寺献上品の叡覧など、みな常御殿における「劍璽之間」の特質ゆえに形成された故実と言えよう。

(四) 近代の「劔璽之間」

木子文庫資料について

内裏作事に関わる工匠としての木子家は、すでに室町期の文書に見えるという。京都室町から木子清敬の代になって東京に移住したのは、明治四年に東京城内に大嘗宮を造営するため、大蔵省營繕司・土木寮附属をへて、明治六年の西之丸皇居焼亡時には宮内省内匠司出仕であった。赤坂皇居や賢所行宮の応急工事にも従事したようで、この史料的に空白期間にあたる時期に、実に多くの図面を残している。新宮殿再建工事が本格化するのには明治十二年になつてからであるが、皇居御造営掛専務(十六年からは皇居御造営事務局)建築設計方として木子清敬の分担地区は、第一区「奥宮殿」「賢所」であったことは資料研究者として幸甚に思う。十八年には第二区「表宮殿」御学問所等にも関わつたようである。したがつて、明治宮殿に関する木子文庫資料は第一・二区を中心とするが、設計方として宮殿全般にわたる資料を誇るものとなっている。しかも、明治十三年の計画案段階のものから、同十八年の実施図面に至るまで、その貴重な資料は七八〇〇点を数える⁽²⁹⁾。

本稿は、空白未知であった赤坂皇居時代の宸居につい

て、特に同資料から学ぶところが多かった。のみならず、明治天皇紀や近侍者等の回顧録などを読解するにも具体的な並行資料として活用されて頂いた。ちなみに本稿掲載の附図の類は、それら資料間の不膠着点など私考して作図したものに過ぎず、直接掲載ではないので、不審の際には直接に資料を閲覧されたい。

旧西之丸皇居の宸居化と「劔璽」御動座

江戸城「西之丸御殿」は前將軍や將軍世嗣のための建築群で、各建築物の平面と配置も「本丸御殿」を一部簡略化した類似形式で、黒書院を欠くほかは御殿や座敷の名称に到るまで共通する規模であった。ただし、明治政府が接収したのは、元治元年(一八六四)に応急再建された「西之丸御殿」であった。

維新期の奠都にもなう旧西之丸御殿の実態については、松山恵氏の論文「首都・東京の祖型」⁽³⁰⁾によって、「皇居御造営誌附属図類・下調図」⁽³¹⁾「皇城絵図面」などが紹介され、宸居化の過程が解明された。たとえば、「紫宸殿」に擬された旧「江戸城大広間」などは宸居化の好例と言えよう⁽³²⁾。同様に、旧「御休憩所」を「小御所代」、旧「中奥御小座敷」を「御学問所」、旧西之丸御殿群の徹底した宸居化の実態を覗い知ることが出来る⁽³⁴⁾。二度にわたる東京行幸に、

「劍璽」を御携帯されたのは勿論であるが、常御所空間を構成する旧対面所「拝謁所」・旧大奥御座之間「帝室」の上段「床の間」をもって、仮の「劍璽之間」に充てられたと推察する。しかし、その奉安形式を思案するうちに、旧江戸城は灰塵に帰してしまうのである。

赤坂仮皇居、仮寓期「劍璽之間」

明治六年五月五日午前一時二十分、紅葉山女官部屋「典侍高倉寿子局」より出火、北風に煽られて須臾にして奥向から表まで旧西之丸を全焼した。徳大寺宮内卿、河瀬侍従長以下を随従された明治天皇は騎馬にて吹上御苑「瀧見御茶屋」へ臨幸、ここで徒歩にて御避難あそばされた皇后御一行と合流されたのが、午前二時過ぎであった。やがて式部寮に奉じられて賢所・皇霊・天神地祇も同所に渡御、劍璽や昼御座剣も御無事である。消火鎮圧は午前四時三十分、両陛下が馬車にて旧和歌山藩邸「赤坂離宮」⁽³⁵⁾に遷幸されたのが午前五時半であった。同箇列にて渡御された賢所・皇霊は赤坂離宮「中島御茶屋」、天神地祇は同別室「傘間」に仮安置、やがて去年「新嘗祭」親祭のために山里御苑に仮設された神殿が解体保存されていたものを以て御茶屋南に仮殿を設けて遷座されることになる。⁽³⁶⁾

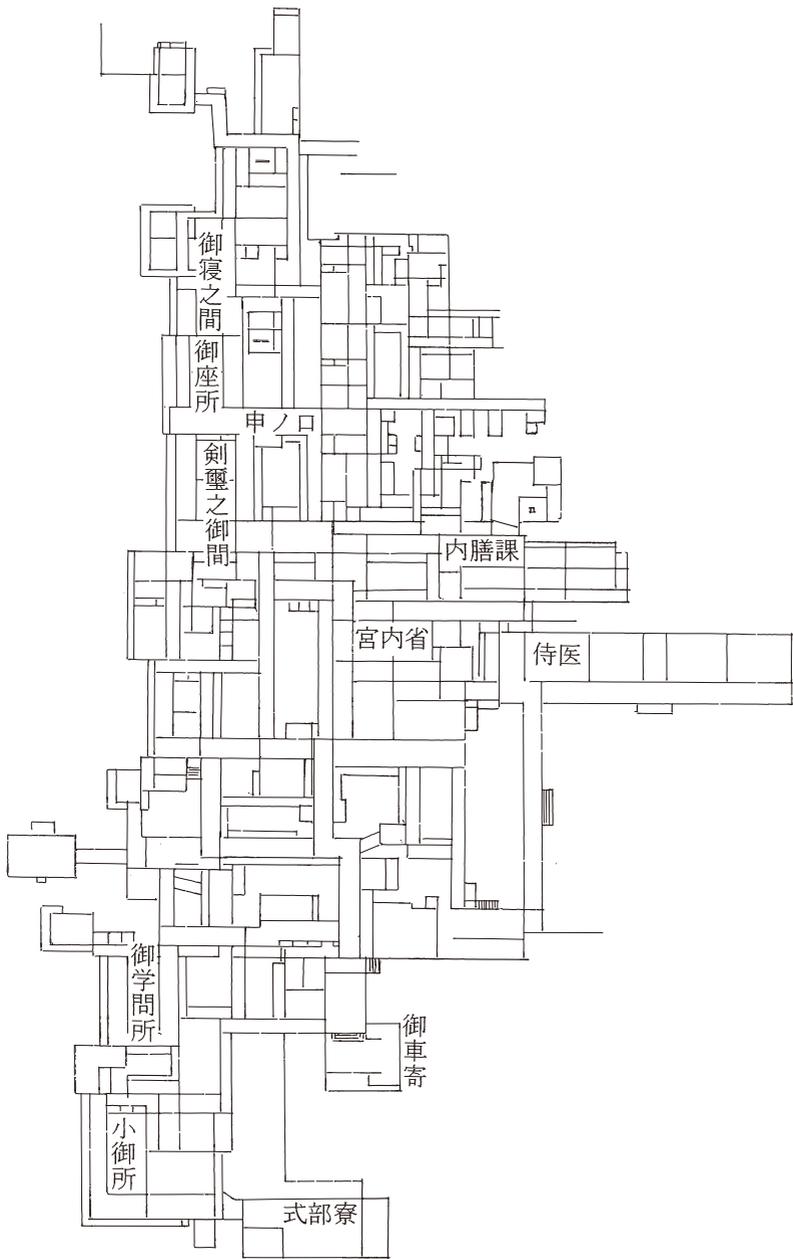
当時、赤坂離宮の奥御殿は、英照皇太后御所であった。

そこで一旦は、皇太后御殿をもって両陛下の御座所として仮寓することになり、当座の調度品なども皇太后青山御所より贈進された。「劍璽」が御座所の上段「床の間」に収納されているのは、旧西之丸皇居の場合を准用されたものと考えられる。宮内省被管諸官衙、内膳課や式部寮も赤坂邸に同居している。⁽³⁷⁾【図版3「赤坂皇居当初配置図」】⁽³⁸⁾

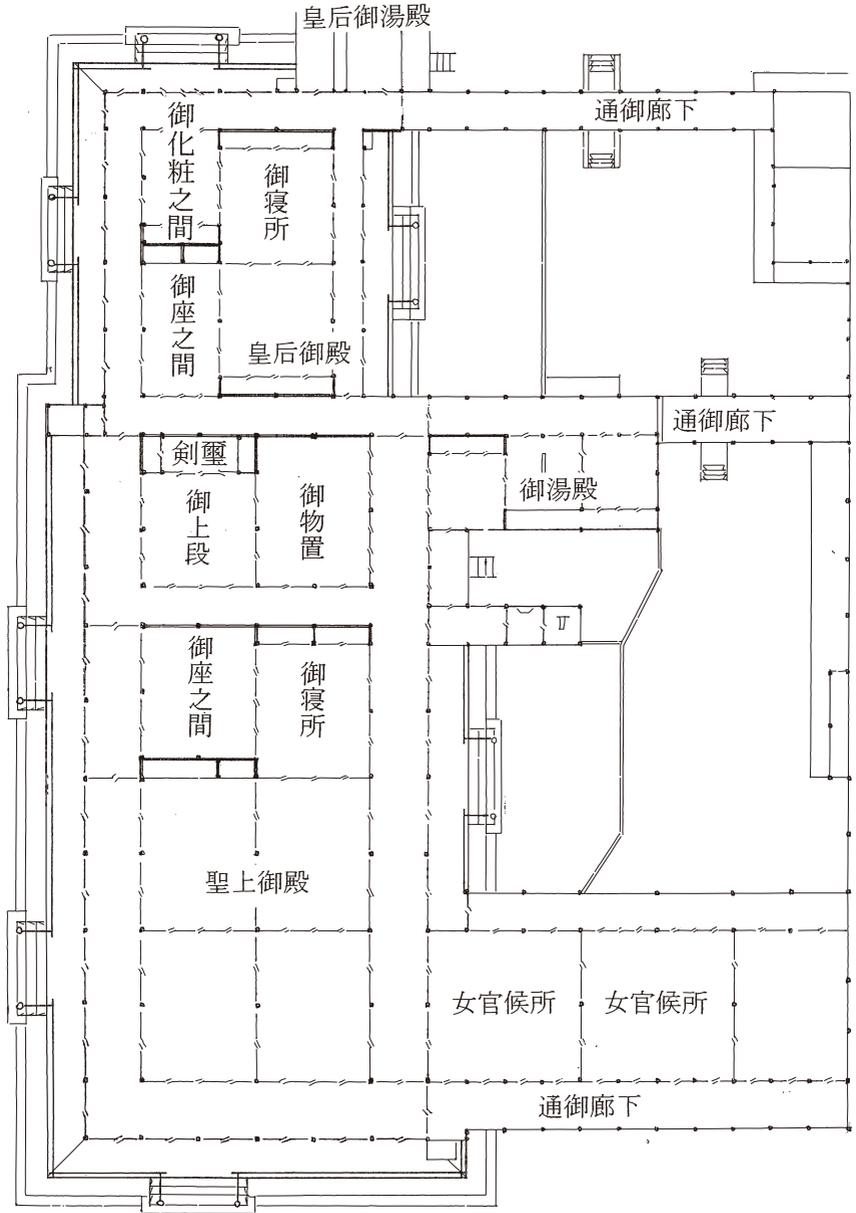
赤坂仮皇居、増築期「劍璽之間」

赤坂仮御所における仮寓宸居は、明治二十二年まで約十六年の長きに亘った。財政破綻の様相を呈した国状を憂慮された明治天皇は、容易に新宮殿建築を許さず、赤坂仮御所の改築費および焼失した日用品の補填について、簡素を旨として費用限度五万円を厳命されたのである。したがって、赤坂仮御所は、既存建築の継続使用を重点とし、わずかに「聖上御殿」「皇后御殿」の二棟を庭先に増築したに過ぎなかった。五月十九日には天皇皇后は新造御座所に移徙された。

新造「聖上御殿」の特徴としては、まず「劍璽之間」が居室から半ば独立された点が重大な変更であった。同棟御殿内とはいえ廊下によって「御座之間」と別区画に区切られたのでは天皇「劍璽」不可分の御性質を誤ることになりかねない。【図版4「赤坂皇居聖上常御殿平面図」】⁽⁴⁰⁾この瑕



【図版3 「赤坂皇居当初配置図」】



【図版4 「赤坂皇居聖上常御殿平面図」】

疵問題点については、明治宮殿の設計段階において的確な訂正がなされており、赤坂御所時代の試行錯誤は、宮中三殿の場合もそうであるように、⁽⁴¹⁾貴重な試行期間であったと指摘しておきたい。

明治宮殿の設計段階における「剣璽之間」

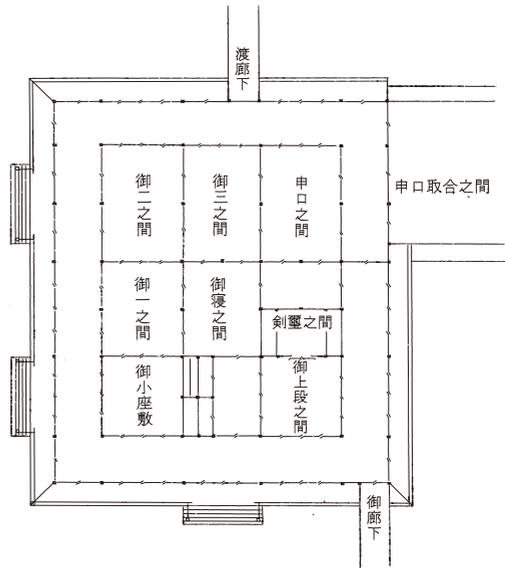
明治十三年一月十六日付けの初期決定案は、西之丸御殿跡にポアンビル設計の石造洋風の謁見宮殿、山里に奥向殿舎の建設を計画していた。しかし、同年十一月二十九日に西之丸の地盤調査結果をうけて石造前案を中止して木造建築を採用されるべく変更、翌十四年に巻き返しがあつて明治十五年にはコンドル設計の謁見所「山里正殿」と吹上奥宮殿の新案を決定している。これも翌明治十六年四月二十三日になって白紙に戻されるなど紆余曲折した。⁽⁴²⁾ようやく同年七月十七日の最終決定により表奥とも木造宮殿に落着くするのであるが、明治六年焼亡の教訓から「賢所」が道灌掘を隔てた吹上に分離建設されたことは皮肉にも東京大空襲に生かされている。また豪華荘麗のイメージのある明治宮殿であるが、内外で好評であったのは和洋折衷の優れた意匠であつて、実際は奥表とも仮宮殿として建設されたものに過ぎない。

こうした和洋建築論争の渦中に奥向「常御殿」が巻き込

まれず木造和室で振れがなかつた故は、当初から明治天皇の御所風嗜好を旨としたからに他ならない。実際、聖上常御殿などは質素な仮御殿の様相で、これも聖旨に出たものと拝察される。木子文庫には明治宮殿の設計段階を知りうる、経伺図面が何枚も残されており、設計案の成熟過程を伺う好資料といえよう。おそらく明治十三年頃の原試案と史料されるものが残るが、これなどは、旧西之丸「帝室」や赤坂仮皇居仮寓期、増築「聖上常御殿」などの前例に束縛されて未整理な製図になつていと言わざるをえない。

【図版5】「明治宮殿聖上常御殿平面図案」

この奥向き第一区を担当した内匠課の木子清敬は、明治十三年二月十三日から京都出張を命じられて京都御所を調査している。木子文庫に所蔵される「野帳」は、京都御所建築の意匠細部を鉛筆スケッチしたものがあつたのである。なかで京都出張から得られた知識は大きかつたのである。う、その後の図面は一変する。長い伝統的な京都御所「常御殿」に培われた間取りは合理性に適つていたのであるから当然であるが、清敬氏の苦悩も偲ばれるところである。最終的には明治宮殿「聖上常御殿」平面配置は、京都御所のそれを一八〇度回転させ奥向き部分を南側に反転したものに他ならないのである。南東に位置した「剣璽之間」が、結局は北西に配置された理由は、これに尽きるものである。⁽⁴³⁾



【図版5 「明治宮殿聖上常御殿平面図案」】

(五) 明治天皇と「劔璽之間」

明治宮殿の竣工

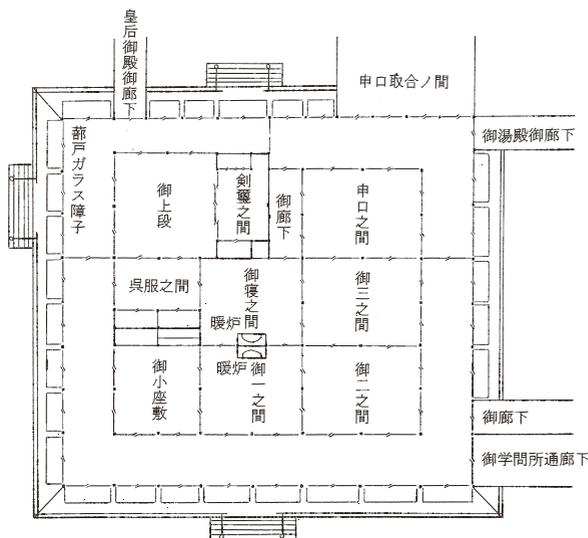
明治宮殿の造営は約四年半を費やし、ようやく明治二十一年十月十日に建物引渡、同月二十七日には、新皇居は「宮城」と改称された。十一月二十三日新嘗祭は、赤坂仮皇居内「神嘉殿」にとって最後の祭典となった。明けて明治二十二年正月、年頭神事も一段落した九日、まず「賢

所」御羽車、「皇霊・神殿」各御辛櫃にて竣工なった吹上
新賢所に渡御され、午後五時から新「宮中三殿」で御神楽
が奏行された。同日、皇太后青山御所へ行幸啓あって赤坂
仮寓の御礼物を進上、あわせて御暇を告げられている。快
晴の十一日午前十時、仮皇居から新造宮城への徙御が、文
武百官の供奉するなか盛大裡に遂げられた。翌日十二日に
は、赤坂離宮に留まる皇子女霊代を奉遷、宮城奥宮殿「新
霊殿（御霊代之間）」に奉安せしめている。旧皇居炎上から、
すでに十六年の歳月が流れていた。

明治宮殿「聖上常御殿」における「劔璽之間」

明治天皇が御日常を過ごされた常御殿については、伝聞
史料は多いが木子文庫資料の図面類から補足できる具体的
要素も貴重である。それらを加味して作図したものを揭示
した。常御殿の中央を占める暗闇の部屋が「御寝之間（十
五畳）」、女官は御格子ノ間と称したが、中央には寝台が安
置されていた。最も日当たりの良い「御小座敷（十二畳半）」
は書斎で、床の間には御趣味の刀剣、違棚には時計のコレ
クシヨンが飾られていた。隣室「御一之間（十五畳）」が日
常の御座所であった。「御二之間（十七畳半）」は御膳の間
ともいい御食堂であった。絨毯敷きのお部屋に食卓が置か
れ、聖上には南面に椅子に御して御食事（おなかいれ）、朝

食以外は皇后も陪席された。「御三之間（十七畳半）」は弓ノ間の別名があり、これに「申口之間（十七畳半）」が続く。「劍璽之間」は御帳台内だけで六畳半、「御上段」は「劍璽之間の次之間」とも呼ばれるが十八畳、実は常御殿で最大の部屋であった。この二室のみ畳敷が墨守され、絨毯敷の聖上常御殿の中で特異な「神事」空間を保持していたとも拝察する。



【図版6 「明治宮殿聖上常御殿平面図」】

明治宮殿「聖上常御殿」において、もっとも進歩した点は、「ガラス障子」と「暖炉」の採用であろう。御風邪をめしやすい御体質の明治天皇には、東京の気候に御慣れになるのは大変であったようで、御寝之間に早速に採用された暖炉には近臣の心配りが感じられる。「御三之間」「申口之間」の仕切りにも暖炉一口が増設されている。同様の配慮であろう設計の最終段階で縁廻りの最外に導入された「ガラス障子」など、これを「薔戸」と組み合わせた所に和魂洋才の努力も感じられる。一方で、廊下廻りには伝統的な「舞良戸＋障子」を保持している。「舞良戸四・障子二」「舞良戸二・障子一」と記入されるように、開口部分にしか障子を入れず舞良戸で閉じ切れるような外装建具の名残である。内部の仕切は全て襖障子、劍璽之間「帳台構」は最も保守的な構造を残している。いわば、よく有職建築の約束が遵守された、その代表が常御殿では「劍璽之間」に結実していると言えよう。【図版6 「明治宮殿聖上常御殿平面図」⁽⁴⁷⁾】

実際、京都御所「常御殿」でなされていた行事を、明治天皇には大略これを明治宮殿「聖上常御殿」に継承された。いま「劍璽之間」に限って言えば、賢所の撤下神饌口は、内掌典が奥の女官に伝進し、劍璽之間「次之間」に白木案二脚を並べ、大前献進の態と同様にお並べて陛下の出御

を仰いでいる。⁽⁴⁸⁾ 神宮神社の大麻神札も、前代同様この間に
お納めしたものである。一部に洋装欧流を加味された明
治宮殿にあって、「劍璽之間」は最も伝統的な空間として
一角を占めていたのである。

劍璽之間と「次之間」

明治三十五年から侍従職出仕として明治・大正両天皇に
近侍した記憶を、坊城俊良氏は回顧録「宮中五十年」⁽⁴⁹⁾に纏
めておられる。それによれば、明治期「劍璽之間」「次の間」
には不思議な「唐櫃」が奉安されており御拝の対象にも
なっていたことが窺知される。

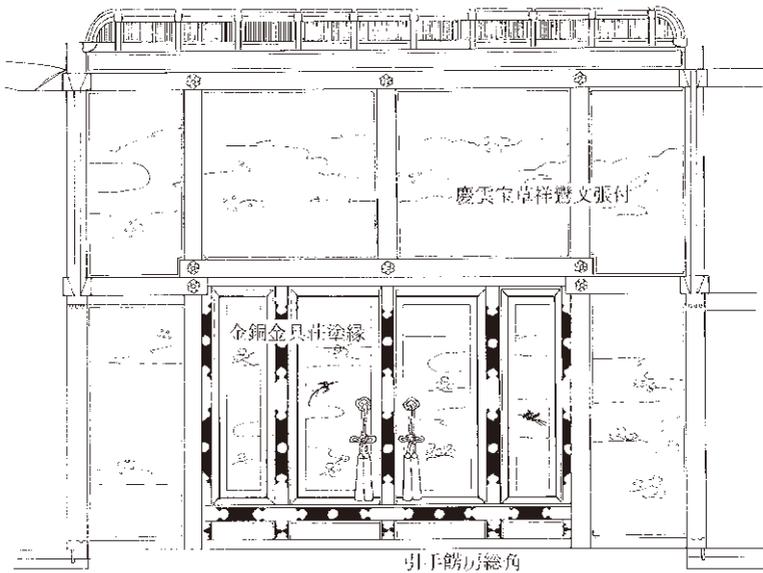
御常御殿にある上段の間、すなわち劍璽の間のつぎに、
唐櫃があり、古くよりの皇親の御霊位がお納めして
あった。年に一二回だったと記憶するが、その御拝が
あった。天皇はフロックコートを召され、畳の上にお
座りになり、両手をおつきになって、かなり長い間非
常に御熱心な御拝をなされるのである。私もは御拝
の前後にお手水をさしあげ、御拝中はその場で平伏し
ていた。これは大正時代におとり止めとなり、御霊位
は賢所にお納めになったと伺っている。

両御代を通して宮中において近侍見聞された著者であるか
ら、御代替りにともなう「唐櫃」御処分の方途に間違いは

なからう。ただし、くだんの「唐櫃」の内容物までは実見
していないから伝聞想像の域を出ない。明治宮殿の奥向き
殿舎には、南から「聖上常御殿」「皇后常御殿」「御霊代ノ
間」が雁行して配置されているから、御霊位奉安であれば
別途方法があったと思われる。ことに清浄観の厳格であつ
た明治内廷にあっては、神事に障るような御品は例え皇親
ゆかりの御物とて不可である。あえて想像が許されるなら
ば、明治維新の急激な変革の中で宮廷が変貌を余議なくさ
れた時、明治天皇には御手許に御留めになりたい御物がお
ありになった。かくて常御殿上段に奉安された唐櫃へ収納
されて、御一代にわたり内々の後崇敬をあそばされたもの
と拝察する。【図版7「劍璽之間」御帳内構之図】⁽⁵⁰⁾

むすびにかえて

以上、特異な施設「劍璽之間」について、その原初形態
「障子中」から近世宮廷までの来歴について縷説した。こ
うした超保守的な室礼が、明治近代化の象徴と仰がれた明
治宮殿の奥御所内に確実に継承されていた事を、具体的な
経緯にそって論述した。あるいは、特異な事例を引用もし
たが、さりとて異聞伝を楽しむ目的に供した訳ではない。
明治宮殿にあって、なお特別の空間として認識されてい
た「劍璽之間」について引証に資するものに他ならない。



【図版7「劔聖之間」御帳内構之図】

註

(1) 拙稿「維新期「宮中三殿」成立史の一考察——毎朝御拜

「石灰壇」祭祀の終焉として——」(『明治聖徳記念学会紀要』復刊第四五号・平成二〇年十一月)

(2) 拙稿「温明殿の成立——内侍所奉斎鏡と「靈筥」の関係

——」(『皇學館大学神道研究所紀要』第二四輯、平成二〇年三月十月)

(3) 三種神器に関して議論の主なもの、伊勢貞丈「安斎隨

筆」(故実叢書所収)、賀茂真淵「延喜式祝詞解」(祝詞考)、篠崎維章「故事拾要」(故実叢書所収)、本居宣長

『古事記伝』(『本居宣長全集』第十卷・一五六頁)、伴信友「神璽三弁」(『伴信友全集』巻二所収)、跡部良継「三

種神器極秘伝」(『神道叢説』国書刊行会)、栗田寛「神器考証」(新註皇學叢書)、小中村清矩「令義解講義」(吉

川弘文館・明治三六年)。戦後では、津田左右吉氏「日

本古典の研究」(岩波書店、上・昭和二年、下・昭和

二五年)、水野祐氏「日本古代の国家形成」(講談社現代

新書一二八・昭和四年)、直木孝次郎氏「建国神話の

虚構性」(所収「神話と歴史」吉川弘文館・昭和四六年)、

村上重良氏「天皇の祭祀」(岩波新書・昭和五二年)こ

れらの議論は、黛弘道氏「律令国家成立史の研究」(日

本史学研究叢書、吉川弘文館・昭和五七年十二月)六一

一〜六一六頁を参照。西宮一民氏「三種の神器について」

(『皇學館大学紀要』二一号・昭和五八年一月)に争点は

尽きると思ふ。

(4) 齋部氏の愁訴と斬捨てた日下部勝美に対して、本居宣長

(5)

『古語拾遺疑斎弁』（『同全集』第八卷所収）が史書古伝的な価値の弁護に努めている事は、『先代旧事本紀』への対応と同様に彼の古典籍嗜好が勝つていると言えよう。一方、津田左右吉『古語拾遺の研究』（『日本古典の研究』下・第七篇）では、文献実証主義的に判断して、記紀を補完する価値までを『古語拾遺』に認めていない。ただし、単に個人的愁訴状かといえ、同書を「造式」のための召問に対する「上聞」と解するのが、松下見林を継承する徳田浄氏「古語拾遺に就いて」（『國學院雜誌』第三三卷一號・大正十五年一月）および西宮一民氏「古語拾遺」解説（岩波文庫・昭和六〇年三月）である（渡部真弓氏「神鏡奉斎考」『神道史研究』第三八卷第二号・平成二年四月）。しかし、唯一の傍証が『儀式帳』のみで、肝心の「造式」を史書より徴しえないのが実情である。記紀の二次的編集物である事実は動かし難い。

黨弘道氏は、壬申の乱に活躍して天武朝に発言権を得た大伴・忌部の氏族伝承「二種」説が勝利を得て、『浄御原令』神祇令に採用され、これが『大宝令』に継承されたと説明する。一時制圧された「三種」説を保持する中臣氏は、不比等到って捲土重来、ようやく記紀編纂に主導権を握って「三種」説を採択させてしまう。以降もはや齋部広成の愁訴も虚しく、ついに踐祚儀から鏡劍奉上下すら無美化されるに到るという道程である（前掲・黨弘道氏『律令国家成立史の研究』六二〇～六二三頁）。忌部と中臣には頑強不屈の氏族伝承が存在するのに対して、本来の「神器」所有権者である「皇室」には何の伝承も確信もないかとの疑問が残る。律令も記紀も臣下の

(6)

専決であつて、奈良朝皇室が傀儡であつたとの大前提でもなければ、黨氏説は成立し難い。

川北靖之氏「律令における神璽の一考察」（『京都産業大学日本文化研究所紀要』創刊号・平成八年三月）は、「神璽」について唐代法と日本律令を比較検討し、我が国が「皇帝八璽」「三后璽」等の制度を継受しなかつたこと明瞭であると結論した。むしろ記紀の「三種神器」は、九州の弥生時代木棺墓の副葬品などに類似を求めべきものという。埋没される副葬品から、継承すべき象徴物へのプロセスは、なお解明を必要としよう。ちなみに、神祇令踐祚条および後宮職員令蔵司「神璽」条（『令集解』に「古記」が見えるので大宝令に遡及する古層である。賊盜律・詐欺律によって守られる「神璽」について、これに神器「鏡・劍」を含まないと仮定した時、神器「鏡・劍」を盗用・偽造しても法理上の罪にはならない。そこで、公式令・名例律・賊盜律の「公印」条に、解釈上「神器」を含める注記条文となつたとの見解もある（前掲・黨弘道氏『律令国家成立史の研究』六一〇頁）。

(7)

皇帝の印章は玉製なので玉璽と称する。古代中国に秦の始皇帝の創作「伝国璽」があり（『漢書』）、さらに漢代に六種印璽「皇帝行璽・皇帝之璽・皇帝信璽・天子行璽・天子之璽・天子信璽」が存在した（『漢旧儀』・『漢官儀』）。隋・唐までに「受命璽」「神璽」を加えて八種印璽として法令整備されるが、ここに「神璽」が見え

(8)

「宝而不用」とある（『隋書』礼儀志七）。唐朝では「璽」を「宝」字に置換するが（『大唐六典』卷八符宝郎条）、同様に「宝而不用」とある（『唐律疏議』卷二五偽造皇

帝宝条疏議)。金子修一氏『古代中国と皇帝祭祀』(汲古選書二六・平成十三年一月)

(9)

大谷光男氏「天子神璽と三種神器との関係」(『二松学舎大学東洋学研究所集刊』通号八号・昭和五二年)は、津田左右吉・瀧川政次郎・井上光貞の各学説を紹介した上で、「天子神璽」なる印章の实在性を主張する。しかし、同氏の史料操作には問題があつて、六国史の引用において漢籍文飾と史実との見分けが出来ていない。甚だしきは「花園天皇宸記」から正反対の結論を導き出す点で、宸記は初めから高家口傳「印章説」に懐疑的であつて、反証史料を揚げて「勾玉説」を是認されている。

(10)

私見では、「璽篋」下段に勾玉を、上段の懸子に「神鏡」が収まる「鏡奩」の古態を想定する。『扶桑略記』天徳焼亡記事に「鏡一面、径八寸許」とあり、「神鏡」は直径二十五センチ程度である。正倉院「榎桶箱」を参考品と想定しても丁度よく収まる。したがつて、神祇令「神璽之鏡劍」とは、鏡奩(上に神鏡・下に勾玉)と御劍(袋入り)という収納形態から出た用語表現であつて、ここに文字に見えない「勾玉」を含めることが理論上正当化されうる。忌部氏が儀礼行為者として「二種」奉上の動作に拘泥し、その特殊な家伝が『古語拾遺』異説であつた。宇多天皇朝において、神鏡のみが「夜御殿」から温明殿「斎辛櫃」へ奉遷されると、もとの「鏡奩」は、勾玉の収納容器として以後「璽篋」と称された。かくて「神器」「二種」説の或説の生じた背景は説明される(拙稿「温明殿の成立―内侍所奉斎鏡と璽篋の関係―」『皇學館大学神道研究所紀要』第二四輯・平成二〇年三月)。

(11)

大嘗会の四日間は、朝堂院に建設された大嘗宮における祭儀「卯日」、豊楽院に会場を移して行われる悠紀の節会「辰日」、同じく主基の節会「巳日」、そして豊明節会「午日」である。中臣・忌部の奉仕は辰日の前半に斎行されるので「辰日前段行事」(倉林正次氏命名)と位置づけられる(加茂正典氏「大嘗祭」辰日前段行事」考)『日本古代即位儀礼史の研究』思文閣史学叢書、思文閣出版・平成十一年二月)。

(12)

さらに『西宮記』大嘗会事制注(改訂増補故実叢書『西宮記』第二・一五〇頁)に見える天長十年(八三三)十一月仁明天皇大嘗会から「神璽之鏡劍」に忌部は関与できず、「北山抄」大嘗会事に引く天慶記(同「北山抄」・四二五頁)では天慶九年(九四六)村上天皇大嘗会において中臣壽詞から「榊枝」さえ消え去る。筆者は、この経緯を村上天皇の御信任された祭主大中臣頼基の関与による忌部氏職掌の抹消と見ており、別稿を用意している。『日本紀略』安和二年(九六九)円融天皇踐祚では「其時令齋劍璽於内侍參凝華舎」とあつて、内侍関与の「劍璽渡御」に移行しているのが窺知される。

(14)

角田文衛氏「平安宮内裏における常御殿と上の御局」(『平安博物館研究紀要』第二輯・昭和四六年二月)。仁和から寛平年間における祭祀関係の整備は、宇多天皇朝の特色を顕現している(拙稿「元且四方拝から見た每朝御拝の成立」『神道史研究』第五五卷第一号・平成十九年四月)。仁和四年(八八八)十月十九日に石灰壇「每朝御拝」の創祀、翌寛平元年(八八九)元且に内侍所御供の創始がある(『師光年中行事』正月一日条。前年十

月十九日、大嘗会前儀のため「清涼殿(旧構)」に大嘗会の参籠でもされたであろう際に、「毎朝御拝」が創祀され(宇多天皇御記)、ここに祭祀制度に関わる殿舎整備の構想を得て、その年内に先ず「神鏡」を温明殿「斎辛櫃」に奉遷した後、年明けから殿舎改作に着手したものと考える。したがって、「清涼殿」改作は、寛平元年(八八九)初頭から寛平三年(八九一)二月中旬までの約二カ年間に限定される。前掲・角田氏は、宇多朝「清涼殿」改作を寛平三、四年と提起するが、理由は判然としない(拙稿「研究ノート・温明殿から春興殿へ―『毎朝御拝』の反映としての内侍所の移動―』『建築史学』第五十一号・二〇〇八年九月)。

(15) 改訂増補故実叢書『西宮記』裏書、八六頁。

(16) 神器「神鏡」の温明殿への奉遷という祭祀的転換は、記紀に見える崇神朝「同床共殿」忌避の、歴史的追体験を思わせる。元慶度「日本紀講書」によって宮廷に醸成された神器観が、宇多天皇朝の祭祀改革において「神鏡」奉遷、温明殿における内侍所祭祀を創祀せしめた、その主導的な思想背景であったと考える(清水潔氏「上代における毎朝御拝と神国思想―日本紀講書の影響―』『神道史研究』第四四卷二号・平成八年四月)。

(17) ここで謂う「内侍所」とは、令制「後宮十二司」の内侍司をいうものではない。つまり、蔵司の退潮の結果として、「神璽」の管掌が内侍司に移管された訳ではない。尚侍正三位薬子の女禍に懲りた嵯峨天皇朝において、奏請・伝宣に候する「蔵人所」が特設されたことは周知である。同様の意向から後宮の綱紀肅正を期し、令制の後

宮十二司は内侍司を中心に天皇直属の内廷機関「内侍所」に再編されたと理解すべきである(所京子氏「平安時代の内侍所」『皇學館論叢』第二巻第六号・昭和四十四年十二月、および坂本和子氏「神璽の奉祭について―尚侍試論―』『神道宗教』第五五号・昭和四十四年十月)。つまり、神璽わけでも「神鏡」について、「蔵司」所管下では単なる「器物」であったというのが、「神物」化の結果として内侍司へ移管、奉斎されたという見方は、皮相的と言うほかない。いわゆる令外官とも称すべき「蔵人」「内侍」両所の機能する内廷下において、神祇令や職員令の規定を超越して「神璽」は内侍所の所管に到ったものと理解すべきであって、その神聖性は所管の如何とは次元を異にする問題である。(前掲拙稿「温明殿の成立」)

(18)

行幸時「劍璽御動座」慣例によれば、安徳天皇が西海蒙塵に神器を御携帯あそばされたのは至極当然の儀礼習慣であって、平氏の暴挙ではない。順徳天皇「禁秘抄」は、寿永蒙塵から間もない頃だけに、劍璽の動向に直接の言及が認められる。「内侍所奉斎鏡」は焼灰と化しても朱辛櫃の中に存在感を示し、寿永水没の宝剑は神宮神宝が伊勢より請求されて代用された。神代から不変なのは「玉」のみとして、これを指して「神璽」と「禁秘抄」は断言する。劍璽における「玉」偏重の思想背景は、ここに濫觴がある。殊に、南北朝においては「神器」の帰趨によって天皇位の「正統と異端」が左右される切実な現実(「禁闕の変」「長祿の変」)があった。南朝側神学を代表する『神皇正統記』には親房独特の神器観の発展が見られる。かくて独自の神器観の覚醒があつて、後世

になる程に重要視の発展を見せたのが、「劍璽」奉安の意義である。

(19)

「璽宮御擲」に関しては、「花園天皇宸記」応長二年（一三二二）二月十八日条が詳細で、貴重な附図まで載せる。当度「御擲」儀は、関白・鷹司冬平（関白就任は前年三月十五日）指揮下、中納言典侍蔭子の奉仕で齋行。場所は「二条南富小路殿」清涼殿、その朝餉間「御梳櫛大床子」上での作業である。「璽宮」結緒をいったん全部ほどき、裏絹は替えずに新絹（小葵文青綾、幅二尺、裏平絹、内藏寮調進）で重ねて覆う。古絹も替えず塵埃も払わないという厳正さが建前だが、完全にあらわにしている検分しなければ宸記のごとき詳細な記述もスケッチも出来ない。新絹（紫緒、長一丈、七筋、同調進）で五双に結ぶが、旧緒をも重ねて用いる慣習で、実際に前回の永仁期新絹の組絡も混在している。今回の儀式次第は、大治度の記録『雅兼卿記』（源雅兼の生母惟子は掌侍の経験者）を先例に沙汰されたという。「璽宮」開閉装置は、後部の蝶番形式が古態、前面は蓋一箇と筒身二箇の壺金があつて紫固組絡で封結されるから、施錠具は失われている。「江談抄」第二雑事「御劍鞘卷付何物哉事」（群書類従、第二七輯「雑部」）に「劍璽」御劍の鞘に五・六寸ばかりの物が巻き付けられ、三条院御時に問題になったという。「璽宮」鎧が宝劍の組纏に巻籠められている由は、『延喜御記』に見える。すると、宝劍とともに「璽宮」鎧も、西海に沈失された訳である。

(20) 緊急の際は、勿論この限りではない。例えば天永三年（一一二二）五月十三日高陽院内裏焼亡の時、鳥羽天皇

は小六条殿へ避難されたが、「劍璽」を主上御興へ入れ奉ったのは、宿直していた御持僧の行尊法印であった（『百練抄』）。もっとも、行尊は後日に陳謝を申し（『禁秘抄』）、この機転が勸賞されたわけではない。

(21)

こうした「劍璽」奉安形式は、宇多天皇朝の祭祀制度改革を経て完成された。それ以前は、「神鏡」「劍璽」共に夜御殿に奉安されて「同床共殿」祭祀伝統を継承していた。例えば『禁秘抄』には「江家次第」等を引用するあたりで、夜御殿における祭祀観の片鱗がうかがわれる。

又夜御殿火不可消 是為劍璽也。

天皇御寝に伺候のため、夜御殿の四隅に灯笼があり、徹宵で給油して消灯しない。これを「劍璽」への献灯と看做すとき、そこには「神鏡」奉安時期の痕跡的な祭祀観の残存が窺知されよう。

(22)

平井聖氏編『中井家文書の研究』第一卷（中央公論美術出版・昭和五十一年三月）同氏解説。

(23)

川出清彦氏『大嘗祭と宮中のまつり』（名著出版・平成二年六月）

(24)

新訂増補史籍集覧『後水尾院当時年中行事』（四、公家部公事編一所収・臨川書店）

(25)

史籍集覧本では「れんしの間」とあるから、「璽宮」包む連子格子状「御擲」の隙間を掃除するような解釈も出来るが、『花園天皇宸記』応長二年（一一三二）二月十八日条に「璽宮」塵埃は払わないとの注記がある。むしろ、『帝室制度史』第一編第三章神器は同本文を「けんしの間」つまり「劍璽の間」と表記しており、神祇伯は同室内に入って実際に天井などの煤払に奉仕するように

(26) 読める。今は、後者「けんしの間」を採るべきであろう。裏松光世（固禪は法号）は所謂「宝暦事件」に連座して「永蟄居」に処せられた三〇年間に『大内裏図考証』五〇冊を完成させた。焼亡から二ヶ月後、はやくも天明八年（一七八八）三月十六日に参朝之仰を蒙り、同二十五日に参内、いよいよ四月一日には内裏造営の諮問を受けている（『華族系譜』）。

(27) 復古造営における朝幕間交渉について、松平定信の「勤

皇事蹟」と賞される寛政度内裏造営ではあるが、まったく反対の見解もある（田原嗣郎氏「松平定信の思想における天皇の地位と寛政期における朝幕の關係についての一考察」『大倉山学院紀要』第一輯・昭和二十九年十二月、藤田寛氏「寛政内裏造営をめぐる朝幕關係」『日本歴史』五一七号・平成三年六月）。寛政内裏造営に関して、議奏を中心とする公家衆が御用掛として参画するのも異例であれば、幕府老中が直接担当することも前例にない。逼迫する幕府財政のなかで朝廷の過大な要求を、むしろ「古制復古」を逆手に制限したのが、関白鷹司輔平と協調路線をとる松平老中の深慮遠謀であったという（藤岡通夫氏「寛政内裏について」『日本建築学会研究報告』三一巻二号・昭和二十五年五月）。

(28) 土御門内裏は、京極さわに位置するために「西札」の邸第慣例を採用せざるを得なかった。しかし、平安宮内裏は元来「東札」に有職先例が形成されてきたのである。それ故に、官人座・陣座などを有する「宜陽殿」は近世復古内裏に改正されるまで紫宸殿の西側に移動していたのである。これを故実に照らして寛政復古内裏では東側

に復原した。そのために内侍所が更に東遷された訳である。

(29) これに、江戸期資料・清敬資料八五〇〇点、木子幸三郎資料一二六〇〇点を加えた、総件数二九〇〇〇点の木子家資料は、幸三郎氏設計の自宅耐火書庫において東京大空襲から守られて伝存、昭和五十年十二月に木子清忠氏から東京都に寄贈された。東京都立中央図書館特別文庫室「木子文庫」として架蔵され、東京工大建築学科・平井聖研究室の尽力によって整理化された。資料閲覧については、特別文庫室職員方の懇切丁寧な対応に衷心より感謝を申し上げたい。

(30) 宮内庁書陵部所蔵（函号A二一三五）

(31) 宮内庁書陵部所蔵（函号一七五―五五四）

松山恵氏「首都・東京の祖型―近代日本における首都の表出（その一）」（建築史学会『建築史学』第四五号・平成十七年九月）。同時期に、山崎鯛介氏「西ノ丸皇居・赤坂仮皇居の改修経緯に見る儀礼空間の形成過程」（『日本建築学会計画系論文集』第五九一号・平成十七年五月）も同様の観点から論及されたものがある。旧西之丸御殿の宸居化については、松山氏論文に具体的に明確な考察が見える。一方、山崎氏論文の主題は宮中儀礼の西歐化過程にあると思われるが、特に床張「敷物」導入の用例を西之丸・赤坂仮両皇居の実例に即して論じておられる。山崎氏には、明治期に導入された立式（立札法）が建築に及ぼした影響を、つとに研究されておられるだけに、明治十四年改作の赤坂仮皇居「会食所」（明治四〇年下賜され、伊藤博文「大森邸」を経て、明治神宮外苑に大

正六年に移築「明治記念館本館」として現存）について詳細である。ただし、藤岡通夫氏「京都御所一新訂」(中央公論美術出版・昭和六二年)に依拠して、天皇には「床・棚」を背にして臣下に対面する形式が存在しなかったとして、明治期改装における「床・棚」撤去を合理化され、あるいは新たな対面形式と主張される。氏の方が専門家であろうが、近世「常御殿」の内々の対面所「御小座敷」の床・棚、公的対面所「上段」帳台構など、これらは広義において書院建築の範疇で理解されるべきは当然であるから、一概に氏説のような主張が適当であるか疑問に思う。

(33)

これより先、慶応四年(一八六八)二月三十日には皇居(京都御所)に三カ国外交代表、フランス大使ロツシユ、イギリス公使パークス(暴漢襲撃により三月三日に延期)、オランダ代理公使ボルスブルックを招き、明治天皇は初めて外国人を謁見した。この謁見の式場には、御所正殿の「紫宸殿」があてられている。改元して明治元年(一八六八)十一月二十二日にはイタリヤ、フランス、オランダ公使を、翌日にはアメリカ、プロシア、イギリス公使を東京城で謁見しているが、謁見場所は旧江戸城西之丸「大広間」上段に御帳台を設置して玉座(御椅子)に天皇は御された。こうした外交儀礼からも旧西之丸御殿「大広間」が京都御所「紫宸殿」に擬されて使用されている実態が解明できる(中山和芳氏「ミカドの外交儀礼―明治天皇の時代―」朝日新聞社・平成十九年一月)。旧「白書院」や旧「御座之間」などが太政官や宮内省の官衙に充当される反面、本来この辺りに位置すべき「清

(34)

涼殿代」が完全に洩れ落ちている。前拙稿は、これを明証に維新时期賢所に旧「清涼殿」機能が吸収されて、「同床共殿」祭祀概念が表現されたものと、宮中三殿黎明期を読解した。

(35)

旧紀州藩邸は収公され、すでに明治五年三月二十三日太政官布告によって「赤坂離宮」と改称、炎上臨幸に際して同日付太政官布告をもって「赤坂仮御所」となる。

(36)

この前後の史的記述については、おおむね「明治天皇紀」に依拠する。

(37)

ちなみに、宮内省事務は赤坂邸内に置かれ、太政官は馬場先御門内「旧教部省庁舎(神祇官旧跡)」で執務を再開した。その他の官庁も宮中から出て旧大名屋敷などに移転されている。いわば、明治六年皇城炎上の灰塵の中で宮廷型政治機構は終焉して、ここに新たな官衙型官僚機構の先鞭が付けられたことになる。

(38)

東京都立中央図書館特別文庫室「木子文庫」整理番号「木089-2-015」赤坂仮皇居平面図には、増築以前の仮宛部屋割が見えて貴重である。

(39)

当時の大蔵大輔井上馨・同三等出仕渋澤栄一の献言書によれば、国庫歳入は四千万円に過ぎず、すでに予算に対して一千万円不足した。加之、維新以来内外の負債は一億四千万円の巨額にのぼり、償却の見込みも立たなかった。まさに財政破綻であったが、各省庁はこれに理解を示さず藩閥を組んで、大蔵省を攻撃するに終始した。留守政府の実力からして、限界を越えた危機的財政である。木子文庫資料「木091-1-1016」赤坂仮皇居平面図(墨書「劍璽ノ間、御座所、其外」、および「木091-

(40)

1-0032」赤坂仮皇居平面図、在来建造物と増築部分が朱書で区別されている。

(41)

明治五年の新嘗祭「親祭」のために東京城内の山里御苑に建設された「仮神殿」部材が赤坂仮皇居の中島御茶屋南に竣工、賢所以下の御遷座は明治六年五月十七日午後一時に齋行された（明治天皇は内陣に著御、太玉串御拝のち御告文）。この仮殿が本格的「行宮」に造替落成、御遷座されたのが同年十一月十七日午前九時である。明治天皇には、渡御儀は砂拝殿（神楽舎）にて立拝。午後二時に出御、太玉串御拝、御告文を奏して親祭あそばされた。しかし、同月二十三日の新嘗祭は同殿にて貞愛親王の御手代で齋行、親祭は明治七年十一月二十三日新造「神嘉殿」（はじめ仮設撤却の予定であったが、経費削減のため存続使用）以降は毎年の親祭であった。神祇官神殿を脱却した賢所は、明治宮殿設計段階を経て「三殿分列」「神嘉殿並設」の結論に到達する。この赤坂時代旧殿の「賢所神殿」と「神嘉殿」および「御休所」は、明治二十二年以降に熱田神宮御改造につき頒賜移築、大戦中の名古屋空襲で戦災焼失する（赤坂時代の賢所建築については別稿を準備）。

(42)

東京都立中央図書館『木子文庫目録』解説（平井聖・藤岡洋保・稲葉信子各氏担当）、および藤岡洋保・齋藤雅子・稲葉信子各氏共著「東京都立中央図書館木子文庫所収の明治宮殿設計図書に関する研究」（『日本建築学会計画系論文報告集』第四三一号・平成四年一月）、小野木重勝氏『明治洋風宮殿建築』（相模書房・昭和五八年）、鈴木博之氏監修『皇室建築―内匠寮の人と作品―』（建

(43)

築画報社・平成十七年十二月）。
木子文庫資料「木123-2-090」明治宮殿聖上常御殿平面図、紀年等の記載なし。この図面を実施案として引用するものもあるが、内容からして実施平面配置と相違があり原試案と考えた。

これに類したものに明治十四年四月十一日案「天覽図」（宮内庁所蔵「下調図」所収）がある。また「吹上宮殿」として明治十五年六月案・十二月案図面が木子文庫に所蔵されるが、これら三図は実施案に比して一回りも大規模である。対面所の空間を表宮殿に振り分けた結果、宸居としての最低限の諸間に落着いたもので、そこに「劍璽之間」「上段（次之間）」の残された意味は大きい。山崎鯛介氏「明治宮殿の設計内容に見る奥宮殿の構成と聖上常御殿の建築的特徴」（『日本建築学会計画系論文集』第五八六号・平成十六年十二月）は、設計段階を踏まえた精密な考証が秀逸である。ただし、「劍璽之間」「上段」が入側杉戸で区切られていたことは事実としても、「生活空間から隔離されるようにゾーニングされ」ていたかは疑問で、むしろ常御殿内を「同床共殿」空間として一体化する機能を發揮していたと考える。御湯殿↓呉服之間（改服所）↓（劍璽之間）御上段↓吹上賢所、といった賢所と常御殿の接点にあたる重要な空間であった。山崎氏も指摘されるように、北入側杉戸の画題「賢所御神楽図」（博物館明治村編『明治宮殿の杉戸絵』）が、実に示唆的ではないか。

(44)

明治宮殿「聖上常御殿」「皇后宮常御殿」の平面形式に、京都御所との類似点を指摘したものは、小野木重勝氏

「明治宮殿」(博物館明治村編『明治宮殿の杉戸絵』平成三年)・同氏「近代和風宮廷建築における和洋折衷技法に関する研究」(昭和六二年度科研費「一般C」研究成果報告書)が早い。

(45) 『臨時帝室編修局史料』明治天皇紀「談話記録集成」、日野西資博氏「明治天皇の御日常」、坊城俊良氏「宮中五十年」、園池公致氏「明治宮廷の思い出」「明治のお小姓」、山川三千代氏「女官」、小川金男氏「宮廷」等。米窪明美氏「明治天皇の一日―皇室システムの伝統と現在―」(新潮新書・平成十八年六月)は、これら諸資料をよくまとめて秀逸で面白く読了した。ただし、用語が平易で「みこうし」とは陛下の御寝の謂いである。古代宮中で

は殿上の薜格子の開閉は、朝夕これを藏人が奉仕した。やがて「御格子」といえば主上の御寝をいう御所言葉となった。明治期、内廷職員の退庁時間である「表みこうし」と、奥女官等が局に下がる「奥みこうし」の二度の告知があったという(前掲「宮廷」)。

(47) 木子文庫資料「木123―1―038」明治宮殿聖上常御殿平面図「地之間図」(墨書「明治十八年一月廿七日製図」)、および同「木092―2―006」同「常御殿地之間百分一之図」(同年三月二十五日何済)、前者に見える東中庭階段が後者に見えない。また前者段階では「杉戸ニ障子」が、後者で「薜戸ニガラス障子」が採用された(実際施工段階では「舞良戸・ガラス障子」に落着)。

(48) 前掲・川出氏「大嘗祭と宮中のまつり」

(49) 坊城俊良氏「宮中五十年」(明徳出版社・昭和三五年七

月)

(50) 御帳内構の作図に関しては、木子文庫資料「木107―3―137」(明治宮殿)を基本に、格天井は「木―1―29」(赤坂仮皇居)を、張付襖絵は前掲・明治村図録「奥宮殿砂子蒔之部」を総合的に制作した。

(皇學館大学神道研究所研究嘱託)